

令和 7 年度狩猟免許等取得支援補助金 Q & A

秋田県生活環境部自然保護課

Q 1：狩猟免許等取得支援補助金とは、どのようなものなのか。

- A 第一種銃猟免許（装薬銃）及び猟銃（散弾銃、ライフル銃）所持許可証の新規取得者に上限額 5 万円、散弾銃の新規購入者に上限額 10 万円、ライフル銃の新規購入者に上限額 15 万円の補助金を交付する。

Q 2：具体的に、どのような経費が対象になるのか。

- A ○狩猟免許試験関係

狩猟免許試験事前講習会受講料（例題集購入費は対象外）、狩猟免許申請手数料、医師の診断書

- 猟銃等講習会関係

猟銃等講習会手数料、写真

- 射撃教習資格認定関係

射撃教習資格認定申請手数料、医師の診断書、写真、身分証明書、住民票、戸籍抄本

- 猟銃用火薬類等譲受許可関係

猟銃用火薬類等譲渡許可申請手数料

- 射撃教習関係

射撃教習費、実包購入費

- 猟銃所持許可申請関係

猟銃所持許可申請手数料、医師の診断書料、写真、身分証明書、住民票

- 猟銃購入関係

銃、ガンロッカー、装弾ロッカー、洗い矢、潤滑油、銃カバー・銃ケース、スリング、弾帯

- 狩猟者登録関係

狩猟者登録手数料、狩猟税、各猟友会費、ハンター保険料

Q 3：補助金の交付に当たっての条件は何か。

- A 1 補助金の交付対象期間内に第一種銃猟免許と猟銃等所持許可の両方を初めて取得した者であること。（ライフル銃の新規購入者並びに散弾銃及びライフル銃廃銃後の再取得者を除く）
- 2 秋田県内に住所を有すること
- 3 一般社団法人秋田県猟友会及び下部組織の会員であること、又は同会員になることを確約すること
- 4 市町村が行う捕獲業務に従事していること、又は従事することを確約すること
- 5 狩猟免許等取得支援補助金実施要領第 7、補助金の交付条件等に記載している交付条件等を遵守できる者

Q 4：前年度以前に散弾銃を購入したが申請をしていなかった。補助対象期間はいつからいつまでになるのか。

A 令和7年度の補助対象は、令和6年2月16日から令和7年11月30日までの期間に支払った経費とする。なお、令和6年2月15日以前に支払った経費は対象外とする。

(別表2 令和7年度「狩猟免許等取得支援補助金」の対象期間を参照のこと)

Q5：狩猟免許の取得や猟銃所持許可証の取得に対して、居住地の市町村等から補助金が交付される場合、県からも補助金は交付されるのか。

A 取得に要した経費から市町村等補助金額を差し引いた額に対し、県予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、市町村と県からの補助金合計額が対象経費を上回らないよう調整する。

Q6：散弾銃とライフル銃で、補助上限額に差があるのはなぜか。

A 散弾銃の所持に必要な装備一式の金額は20万円〜とされ、その最低価格20万円の1/2の10万円を上限として補助することとした。

ライフル銃の所持に必要な装備一式の金額は30万円〜とされ、その最低価格30万円の1/2の15万円を上限額として補助することとした。

Q7：中古銃も対象になるのか。

A 銃砲店から購入した銃は対象とするが、個人売買された銃（ネットオークションを含む）は対象外とする。

Q8：わな猟免許の取得に対しては補助しないのか。

A 第一種銃猟免許所持者の育成及び確保を目標にしているため、対象外とする。

Q9：狩猟をやめ、廃銃もしたが、再度狩猟免許等を取得する場合は交付対象となるのか。

A 狩猟免許等の有効期間が切れ、再度狩猟免許等を取得する場合は交付対象とする。ただし、過去に狩猟免許等取得支援補助金の交付を受けたことがある者を除く。

Q10：2丁目以降の銃の購入・所持や銃の更新が目的の場合は対象となるのか。

A 1丁目の新規購入を対象としているため、銃の更新や2丁目以降の購入は対象外とする。

Q11：ライフル銃購入者は、狩猟者登録経費も交付対象となるのか。

A 新規狩猟者ではないため、対象外とする。

Q12：補助金交付申請書の提出先と申請の受付期間は。

A 申請書の提出先は、一般社団法人秋田県猟友会とする。

申請書の受付期間は、令和8年1月20日から令和8年2月6日までとする。

Q13：銃刀法改正により、令和7年3月1日以降、ハーフライフルの扱いが散弾銃からライフルに変更されたが、補助金の申請においてはどのように扱うのか。

A 令和7年2月28日以前に取得し、所持許可証に既得所持と記載されたハーフライフルについては、散弾銃として扱う。このため、既得所持のハーフライフルを所持している者が散弾銃を購入した場合は2丁目の購入扱いとなり、補助の対象にはならない。

なお、既得所持のハーフライフルを所持している者がライフル銃を新規に購入した場合は、補助の対象とする。